

第三種 糸満漁港における

①放置等禁止区域指定

②、③プレジャーボート等係留指定施設の

お知らせ

糸満漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定しました。今後、係留指定施設にてプレジャーボート等を係留しようとする方は、施設管理者による許可が必要です。

■①について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶(漁船・遊漁船・プレジャーボート等) 2 自動車、原動機付自転車、軽車両等 3 廃棄物(ゴミ、粗大ゴミ、廃油等)
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

■②、③について

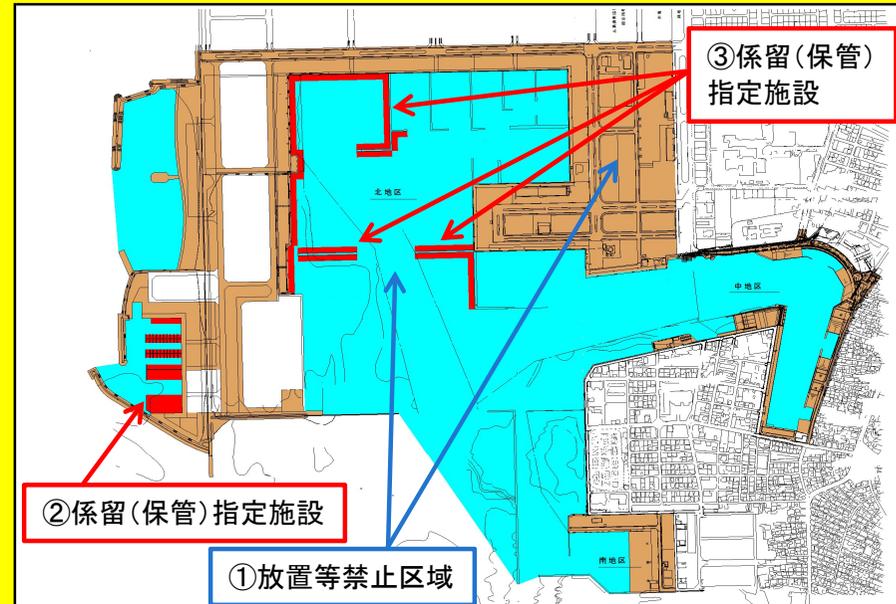
沖縄県漁港管理条例の規定により、プレジャーボート等が使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要です。下記へお問い合わせください。

- ②の係留(保管)指定施設を使用する場合: 糸満漁港ふれあい公園
フィッシャリーナ管理事務所 TEL (098-840-3459)
- ③の係留(保管)指定施設を使用する場合: 南部農林土木事務所
TEL (098-867-2892)

指定箇所	指定物件
②係留(保管)指定施設 (糸満フィッシャリーナ)	プレジャーボート等 ヨット、モーターボート、遊漁船等で 漁船を除く
③係留(保管)指定施設 (糸満漁港北地区)	作業船等

放置等禁止区域及び係留指定施設



違反行為をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。
なお、指定は令和3年4月1日から施行します。

沖縄県知事